

法律講演会 中小企業経営者のための アセアン諸国(タイ、インドネシア、シンガポール、フィリピン、マレーシア、ベトナム) への海外展開に向けての留意点

主催：大阪商工会議所・大阪弁護士会・日本弁護士連合会

後援：中小企業庁・中小企業基盤整備機構・日本商工会議所・全国商工会連合会・全国中小企業団体中央会・日本司法支援センター・日本政策金融公庫

中堅・中小企業が海外、特に、最近注目の「アセアン諸国」へ進出する際には、各国の商習慣や法制度、マーケットなどの最新情報を入手した上で、事前にあらゆる法的リスクを把握し、回避、軽減するための手だてを講じておくことが求められます。

本講演会では、実際に「アセアン諸国」に進出する企業に対するリーガルサポートに多数の実績を有する弁護士法人大江橋法律事務所弁護士 若林 元伸氏(大阪弁護士会所属)を講師にお迎えし海外展開をするにあたり企業が留意しなければならない点等について講演します。引き続き、講演会の参加者を対象に弁護士による無料法律相談(個別)を実施いたします(本テーマに限らず、経営にまつわる法律相談全般が対象です)

◆日時 **平成25年 9月 9日(月) 午後2時～午後5時**

＜講演会＞午後2時～午後3時45分

＜法律相談＞午後4時～午後5時(個別相談・希望者のみ)

※経営にまつわるあらゆる法律問題について個別相談に応じます。下記申込書の「希望する」に○をつけ、相談の概要をご記入の上、ファックスでお送りください(個別相談の順番は申込先着順に受け付けます)

※当日は、消費税の転嫁拒否等に関する特別措置法や商業・サービス活性化税制の概要についても紹介します。

◆会場 **大阪弁護士会館 2階ホール** (大阪市北区西天満 1-12-5)

◆参加費 **会員、非会員とも 無料**

◆定員 **200名** ※定員を超える場合は、1社1名の受付とさせていただきます。

◆申込方法 ・下記申込書に必要事項をご記入の上、**8月30日(金)までに、FAXにてお申込みください。**

・定員になり次第、締め切ります。(定員オーバーの場合はご連絡させていただきます)

・講習会開催1週間前頃に「**会場の地図の付いた参加証**」をお送りさせていただきます。

◆お願い **本事業は大阪府の経営支援事業費補助金の一部を受けて実施しているため、大阪府へ実施報告をいたします。講習会参加の際には、必ずアンケートにご協力賜わり、事務局まで提出ください。アンケートの提出に関しましては、メール・FAX等でご連絡申し上げることもございます。ご了承ください。**

◆問合せ 大阪商工会議所 中小企業振興部 経営相談室 (山田・大石)

〒540-0029 大阪市中央区本町橋 2-8 TEL. 06-6944-6451/FAX. 06-6944-6565

FAX.06-6944-6565

大阪商工会議所 中小企業振興部 経営相談室 山田行

法律講演会「中小企業経営者のためのアセアン諸国への進出に向けた留意点」(9/9)

※ご記入になられた情報は、大阪府・大阪商工会議所・大阪弁護士会・日本弁護士連合会からの各種連絡・情報提供のために利用します

会社名		会員番号	
住所			
電話		F A X	
メールアドレス	@		
フリガナ氏名		部署・役職名	
当日の無料法律相談(個別)を <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない			
※個別相談を希望される方は、相談内容について簡単にご記入ください。			